

独立行政法人・政府系公益法人等の抜本改革に向けた当面の進め方(抄)

平成22年6月18日

行政刷新担当大臣

蓮 舫

独立行政法人、政府系公益法人等の事業を対象とする事業仕分け第2弾の評価結果、第9回、第10回行政刷新会議における議論等を踏まえ、当面、以下のような具体的進め方で、独立行政法人・政府系公益法人に関する業務見直し、制度見直し等を推進する。

【独立行政法人関係】

1. 「溜まり金」の国庫納付

独立行政法人において利益剰余金等の形で溜まっている資金について、各府省庁は所管する全独立行政法人を対象として、

- 必要とされる積立金等引き続き内部に留保することが不可避とされるものについては、その算定基準を民間企業並みにするなど、厳しく再精査した上で、
- 7月末を目途に、今後国庫納付する金額を算定し行政刷新会議に報告する。
(改正独法通則法の施行、個別法の改正等、所要の法的措置を前提とする)
- 国庫納付されたものについては、23年度当初予算以降の歳入に計上する。

[各府省庁の検討・報告内容]

- ① 全独法の利益剰余金等の内容、金額
- ② そのうち、所要の法的措置を前提に、国庫に納付する額
- ③ ②の額が①の額より少ない場合はその理由

2. 組織見直し・制度改革

独立行政法人の抜本的組織見直しと独立行政法人制度の刷新を行うこととし、全独立行政法人の業務の検証と解決すべき制度的課題の検討を、平行して加速的に推進する。組織の見直しの検討に当たっては、法人の縮小や廃止自体を目的とするのではなく、真に必要な事業が効率的に実施されるための組織のあり方を追及することとし、また国家公務員制度改革の議論の経過を踏まえつつ、雇用の問題等に十分配慮する。

(1)全独立行政法人の業務のゼロベースでの見直しと「選別」

全独立行政法人の各業務について、そもそも必要な事業か、民間や自治体で担える事業か、国からの支出が必要な事業か、国に戻すべき事業かなどの観点からゼロベースで検証し、整理する。その上で、かかる事業を行っている各独立行政法人の組織のあり方について検討する。

行政刷新会議において業務の全容を検証し、その結果に基づき見直しの基本方針を年内に策定する。この基本方針のもと、(2)の制度的課題を合わせ、年度内を目途に詳細設計を行う。

(2)制度的課題の整理・検討

独立行政法人の抜本見直しのために解決すべき制度的課題について、国家公務員制度改革推進本部との連携のもと、行政刷新会議において整理・検討する。年内に中間報告、年度内を目途に最終報告を行う。